

宜 議 第 1 9 7 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

議 長
大城 政利 殿

経済建設常任委員会
委員長 呉屋 等

委員会審査結果について（報告）

第 4 1 4 回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 3 0 年 6 月 1 3 日	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	議案第 4 4 号
平成 3 0 年 6 月 1 4 日	平成 3 0 年 6 月 1 4 日	議案第 4 4 号、陳情第 8 9 号、陳情第 9 0 号 陳情第 1 3 号、陳情第 1 7 号
平成 3 0 年 6 月 1 9 日	平成 3 0 年 6 月 1 9 日	陳情第 9 0 号
会議日数 3 日間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第44号	市道の認定について	平成30年 6月12日	平成30年 6月14日	原案決
陳情第89号	校区内循環型コミュニティバス運行事業の導入について	平成30年 6月12日	平成30年 6月14日	趣旨採
陳情第90号	キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画のアクセス道路について	平成30年 6月12日	平成30年 6月19日	採択
陳情第13号	耐震診断費用の自己負担軽減について	平成26年 12月9日	—	継続審査
陳情第17号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情	平成27年 3月4日	—	継続審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年6月13日(水) 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時45分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員(0名)

--	--

○説明員(3名)

建設部長	新垣 勉
市街地整備課長	比嘉 徹

土木課長	又吉 直広

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

(1) 議案44号 市道の認定について

第414回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年6月13日（水）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第44号 市道の認定について

《 現 場 視 察 》

※市道37号、市道38号、市道39号、市道40号及び市道41号の現場視察を行う。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は3時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時03分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後3時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、議案第44号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 地権者の同意を得たということだが、地権者の人数と、全ての地権者が同意したのかを伺いたい。

○市街地整備課長 地権者は全員で71名おり、都市計画変更の意向調査を行った結果、区画整理事業を廃止して道路事業に賛同する方は64名おり、約9割の地権者が賛同している。道路計画地の地権者28名のうち道路事業に賛成する方は27名いた。以上のように、大多数の方が区画整理事業の指定を解除し道路事業を行うことに賛成されているため、市道認定を進めている。

○宮城司 委員 伊佐38号の先は地権者同意が得られなかったと聞いているが、当該箇所の整備は、下水道整備等も含めこの先どうなるのか。

○市街地整備課長 当該箇所については、建築基準法上の道路の扱いとなっているが、現在地権者が駐車場がわりに利用することもあるため市道認定を望んでいない。伊佐38号は、ここを市道認定することで利用できる土地があるため、同意を得て認定を進めているが、それ以外については、市の土地ではないため認定は難しいものと判断している。

○建設部次長 下水道については、私道であっても地権者の同意があれば整備は可能である。

○宮城司 委員 今回は南側に3本、北側に2本の認定だが、土地利用に当たり必要な道路はこれだけでよいのか。また、道路認定されていない箇所は、地権者の同意が得られていないという理解でよいのか。

○市街地整備課長 既に建築されている建物にはさほど問題がないため、現行の道路を認定する方針で進めている。ほかの土地を空ける提案は行っていない。

○宮城司 委員 北側の土地についてはどうか。

○市街地整備課長 北側は小さな土地が分散し、接道していない土地があるが、そこを接道させる工事は困難なため、現行の道路のみを認定することで同意を得ている。

○宮城司 委員 当該箇所には里道があるが、そこを認定する同意は得られなかったのか。

○市街地整備課長 そこを通る里道の市道認定を行っても他に接道しない土地があり、地権者間に不公平が生じることから認定は行わない方針である。今後、民間等の開発も可能とするためにも、まずは都市計画決定を解除することが必要と考える。

○宮城司 委員 南側地域についてはどうか。

○市街地整備課長 今回の認定ですべての土地が接道する予定である。

○宮城司 委員 北側の一部については、今後、建築許可がおりない土地があるという理解でよいのか。

○市街地整備課長 現存の建物を取り壊した場合、接道していないため再建築はできなくなる土地がある。

○米須清正 委員 伊佐39号の下はボックスカルバートであるが、その上に今後建物が建築されるのか。

○市街地整備課長 市道であることから建築は不可能である。伊佐39号はあくまで私有地に接道するためのものであり、建築は私有地上になされる。

○米須清正 委員 ボックスカルバートの上は何トンまで積載可能なのか。

○建設部次長 おそらく14トン程度と思われる。

○知念秀明 委員 区画整理事業において都市計画決定を解除する法的根拠または判断基準等はあるか。

○建設部次長 確認の上、資料を提供してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 図面資料の市道の起点・終点が、議案の図面と異なっているがどちらが正しいのか。

○土木課長 議案の図面が正しい。起点は、大きい道路の接合部から始まるのが原則である。

○知名康司 委員 市道認定された後、住民は道路事業がすぐに行われることを期待するが、一向に進まないケースもある。当該道路については今後どうなるのか。

○土木課長 本来であれば早急に道路事業を進める必要があるが、厳しい財政事情の中では市単費では困難であり、交付金等を活用して道路事業を行う必要があるが、交付金等も厳しい中では早期の道路整備も困難という事情がある。早期の道路事業実施に向け努力してまいりたい。

○知名康司 委員 市道認定された場合、地権者は早期の道路整備を期待することから、予算の事情で早期の事業化が厳しい場合、市道認定を先送りする手法もあるのではないか。

○土木課長 土木課としては、市道認定と道路事業はセットであると認識しているが、道路事業が予算化されるまでは市道認定もしないとすると、何も手をつけられないこととなり、土地利用の観点からは好ましくない。まずは、市道認定を行った上で都市計画の規制を外し、土地利用を可能にすることが求められているものとする。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後3時45分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年6月14日(木) 2日目

午前10時01分 開議
午後 2時34分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐哲雄
委員	知名康司

副委員長	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	米須清正

○欠席委員(0名)

--	--

○参考人(1名)

伊佐浜 友の会	福島 照
------------	------

○説明員(6名)

市民経済部長 次	伊佐英明
建設部長 次	新垣 勉
土木課 土木二係長	武島祐文

市民生活課 市民・安全係長	仲宗根一浩
土木課 課長	又吉直広
土木課 土木担当技査	嶺井実克

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城拓也
--------	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第88号 校区内循環型コミュニティバス運行事業の導入について
- (2) 陳情第90号 キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画のアクセス道路について
- (3) 議案第44号 市道の認定について
- (4) 陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について
- (5) 陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情

第414回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年6月14日（木）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

陳情第89号 校区内循環型コミュニティバス運行事業の導入について

～参考意見聴取～

○参考人 電車等の公共交通機関が少ない沖縄では、自家用車が主な交通手段となっており、それが慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、自家用車を手放せない高齢者ドライバーによる事故が大きな社会問題にもなっている。以上のことから高齢者を初めとする各年齢層からコミュニティバスの運行が求められている。コミュニティバス運行事業は、北谷町や中城村等で地域にあった事業が行われており、地域住民の足として利用されている実績がある。そこで、宜野湾市における次のコミュニティバス事業を提案する。

まず初めに、企業運営型コミュニティバスを提案したい。これは、店舗を利用する市民に対し企業がサービスを提供するものである。バスの提供や費用負担については、企業側へ要請する。

もう一つが、各校区内を循環するコミュニティバスである。車両維持費や人件費等の負担については、個人や企業から協力を募る体制を市と共に構築しつつ、各校区にて負担する。車両の購入費及び運営費の一部については市が負担する。

コミュニティバス運行事業が行われることにより、高齢者の外出機会の増加、高齢者ドライバーの免許証自主返納、交通渋滞の緩和、学生や子育て世代、低所得者の生活扶助にもつながると考える。

○宮城司 委員 高齢者は次第に運転が困難になっていくと聞くが、意見を伺いたい。

○参考人 自分も高齢で体に不調があり、周囲の勧めもあって免許証返納を考えたこともあるが、自分ではまだ運転は可能だと思っている。周囲の高齢者も免許証返納を考えている人もいるようだが、足腰が弱り、しかも公共交通機関も少ない現状では、なかなか返納に踏み切れないのが現状だと考える。

○知名康司 委員 コミュニティバス運行事業については、財源確保が課題であ

り、3,000万円程度の赤字となる試算もある。財源の課題をどう認識しているか伺いたい。

○参考人 過去の経験から財源確保が困難であると認識している。過去に伊佐のほうでもコミュニティバスが運行されていたが利用者が少なく、財政赤字で立ち行かなかった経緯がある。

そこで、今回示した校区内循環型コミュニティバスは、ミニバン等の車輛は市から提供していただくが、その運営費等については地域の企業や個人の協力を募ることで2,000万円程度は集まるのではないかと考えており、成功の見込みは高いと考えている。まずは、市のタイアップをいただいた上で、小さな範囲である校区から始めてみてはどうかと考える。

○呉屋等 委員 この案は自治会等へも示しているのか伺いたい。

○参考人 自治会等には示していない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査

【議題】 陳情第90号 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画のアクセス道路について

～参考意見聴取～

○参考人 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画におけるアクセス道路は、今後、津波等の災害が起こった際、伊佐埋立地域住人の高台への避難路となることを想定されているが、現在の計画では国道58号との接続がT字路となっている。これでは数百メートル先の十字路等にある横断歩道を利用してしか国道が横断できず、避難に支障が出ると考える。そこで、国道への接続部を十字路とし、横断歩道を設置することで平時からの利便性も向上し、避難路としての機能も改善されるものと考えます。

○宮城司 委員 アクセス道路については、去る3月議会で市道認定を行った。伊佐区では毎年津波避難訓練を行っているが、伊佐三丁目から高台に避難する際、国道をフェンス沿いに避難するのは危険であり懸念していた。市道認定に当たり、一般質問等で十字路の必要性は取り上げてきたが、すぐ近くのバイパスと国道58号との接続部に十字路、横断歩道があることから新たに十字路を設けることは国道の機能上難しいとの答弁があった。しかし、当該十字路の必要性は理解しており、引き続き考えてまいりたい。

○参考人 十字路としなければアクセス道路は避難路としては意味をなさない。平時でも伊佐区からのアクセスが便利になるため、どうしても必要である。

○宮城司 委員 このままT字路にした場合には、喜友名から国道へ降りてきた車は、南側にしか行けないことになり渋滞も懸念される。

○参考人 国の考えとしては、近くに横断歩道があるため必要ないという考えだろうが、緊急時には1分1秒を争うため、接続部を十字路としておき、伊佐からアクセス道路への直進は平時は赤信号、津波避難の警報時のみ青信号とする方法もあるものとする。

○知念秀明 委員 いただいた資料の図面は、以前の計画となっている。新しい計画でもT字路となっているが、新しい図面を提供いたしたい。

○呉屋等 委員 本件は、市長にも提出しているのか。

○参考人 自治会を通じて提出済みである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

【議題】

陳情第89号 校区内循環型コミュニティバス運行事業の導入について

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午前11時12分)

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員長 当該陳情について、当局の説明を伺いたい。

○市民経済部次長 当局にも、伊佐区自治会を通じて同様の要請が提出されている。市民の日常生活の利便性を高める面からも市内循環型の交通機関、コミュニティバス等の必要性は認識しており、財源や運行手法等の課題を整理し、他市町村の状況も確認しながら調査研究を行ってまいりたい。

○知念秀明 委員 今後の調査研究の体制等について伺いたい。

○市民経済部次長 平成23年11月に宜野湾市地域公共交通会議を発足させ、その審議をもとにコミュニティバス運行事業計画報告書を作成している。その中で、事業の実施については、財源的に厳しく、引き続き検討が必要とされた。当初は平成24年、平成25年度には試行を考えていたが、財源が厳しいため実現には至らなかった経緯がある。今年度夏ごろに実施市町村の状況視察等をし、国の補助金等の情報も得ながら検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 宜野湾市地域公共交通会議は、現在も存続しているのか、また、どのようなメンバーで構成されているのか伺いたい。

○市民・安全係長 平成25年度に財源確保が困難という結論が出たことから現在は開催されていない。今後、他市町村の事例を研究しながら今後開催するかどうかを検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 地域からこのような陳情が出ていることを重く受け止めて調査研究し、地域公共交通会議についても今後開催していただきたい。

○市民経済部次長 開催については今後検討してまいりたい。財源については、他市町村が利用している一括交付金のほかに、地域公共交通確保維持改善事業の中に地域公共交通ネットワーク計画策定のメニューもあることから活用できるかを確認してまいりたい。

○宮城司 委員 北谷町及び中城村以外に他市町村の状況をどこまで把握しているのか伺いたい。

○市民経済部次長 北谷町、中城村のほかには、南城市のデマンド型乗り合いバス、沖縄市、読谷村のコミュニティバスがある。

○宮城司 委員 他市町村の運行状況、財源、利用状況等についてまとめた資料を提供いただきたい。

○市民経済部長 提供してまいりたい。

○知念秀明 委員 乗り合いタクシーの資料も合わせて提供いただきたい。

○市民経済部次長 確認して提供してまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 嘉数区で5年前にバスが運行するという話があったが、今の話を聞くと、地域公共交通会議において財源等の問題で実施は困難となったようだが、その際の議事録等はあるのか。

○市民経済部次長 確認いたしたい。平成24年度に補助金等の準備を行い、平成25年度に運行予定であったが、3,000万円の赤字が出るという試算もあり先送りになった。

○伊佐哲雄 委員 財源については、たとえば市民負担を上げてでも運行してもらいたいという要望は相当数あると思われる。先送りするのではなく市民ニーズの把握等、実行するためにはどうすればよいか改めて協議する必要があると考えるがいかがか。

○市民経済部次長 5年前にも他市町村の状況把握、運賃等について市民アンケートを取ったが、それを含めての試算で3,000万円の赤字となった。今後は財源確保についてしっかりとした裏づけが取れるよう検討してまいりたい。

○知名康司 委員 財源が厳しいということは陳情者も理解しており、企業運営のコミュニティバスを提案している。こういったものも含め、可能な体制での調査研究を行ってほしいが、いかがか。

○市民経済部次長 企業運営型のコミュニティバスも一つの案であるが、商業施設の協力や運行ルート、運行管理という課題がある。校区循環型についても企業・個人のタイアップ方法の検討が必要であり、運行・管理や車両の購入費用の問題もある。国の補助メニューや他市町村の状況も含め検討してまいりたい。

○知名康司 委員 通勤通学、公共施設へのアクセス、高齢者等、ニーズは高いと考えており、実現するためにどうすればよいかを真剣に検討していただきたい。

○米須清正 委員 北谷町などは外部に委託しているのか。

○市民経済部次長 北谷町は実証実験中であり、運転手等については外部のバス会社に委託していると聞いている。実証実験後については確認いたしたい。

○宮城司 委員 企業運営型のコミュニティバスについては、葬儀社のマイクロバスを友引等で利用していない日に使わせてもらう事例や、スーパー等がバスを運行している事例もある。それには企業の協力が必要であるがそれを依頼することはできるのか伺いたい。

○市民経済部次長 それも含めて今後検討してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前 11時 37分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午前 11時 38分)

【議題】陳情第90号 キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画のアクセス道路について

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午前 11時 38分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午前 11時 42分)

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員長 当該陳情について、当局の見解を伺いたい。

○土木二係長 今お配りした資料はアクセス道路の国道接続部の簡略図となっており、アクセス道路の接続部については、北前ゲートから約280メートル、バイパスからは130メートル離れた箇所となっている。写真については、国道の北向け、南向けを写したものである。この付近の国道の幅員は歩道を含め約32メートルとなっている。

○建設部次長 アクセス道路の国道への接続部を十字路にしてほしいという趣

旨の陳情について、現在の計画ではT字路として進めているが、十字路については国も検討しているようである。

○土木課長 平成15年ごろに西普天間住宅地区の跡地利用構想を検討する地域のワークショップのようなものが開催され、その中で国道58号にアクセスする道路が欲しいとの要望が出た。そして、平成25年・平成26年にその計画案についての再検討があり、その中でアクセス道路は暫定道路という位置づけとなり、米軍と共同使用をしないと通れないなどハードルが高いものだった。基地政策部から建設部へ担当が移行した際には、当該道路のあり方について内部で議論を行い、国道事務所とも接道について協議を行った。その協議の中では、信号がアクセス道路から300メートル圏内に2つあるため、幹線道路の流れを妨げないという趣旨からアクセス道路の十字路、横断歩道の設置は難しい状況があった。また、十字路とするには、同規模程度の道路の重要性が求められるため、一市道の利用向上のために国道を十字路とするには難しい面もある。避難路としての機能を考えると十字路がよいとは思いますが、近くに横断歩道もあり、車もそこでUターンできることから、国道を分断してまで必要かと言われると困難と考える。また、国道に接道するだけでも、加速帯・減速帯設置に関して必要となる軍用地の返還等の問題もあり、米軍との協議も必要となるため難しい面がある。

○宮城司 委員 アクセス道路は、避難路としての機能をうたっており、地域住民も喜んでいるが、国道58号の横断がネックとなっている。十字路とすることで車両渋滞が起こるという説明であったが、国道58号を見るとそのような地点はほかにも見受けられる。また、アクセス道路から国道58号に下りてきた場合、南向けにしか行けず、北向けに行くには短い距離で車線変更をしてUターンをしなければならず、危険性が高いと考えるがいかがか。

○土木課長 国道管理者としては、安全のためその地点でのUターンは認めないものとする。アクセス道路が元来の道路計画にない道路の上、避難路としての機能も後から追加されたものであることから、そういった問題はあるものとする。

○宮城司 委員 加速帯・減速帯の設置は難しいと聞いたが、信号機設置についてはいかがか。

○土木課長 信号機を設置するにも国道を停止することになるので困難と考える。加速帯・減速帯についても新たな軍用地返還が必要になるかもしれないが、実施設計については防衛省の補助もいただいているため、今後防衛省・米軍とも調整していきたいと考える。

○知念秀明 委員 避難路であるのに横断歩道がないことを問題としている陳情であるが、たとえば歩道橋等の検討はできないか。

○土木課長 平時の利用者がどれほどいるかも問われると考える。たとえば那覇市の新都心には大きな歩道橋があるが、これは当初から公園への避難経路として計画されていた。アクセス道路については、暫定道路として計画されており、当初から想定されていたら、国道管理者も含め十字路として検討されていた可能性もある。避難路については、今後市民経済部や防災担当課等の関係機関ともさまざまな手法を検討してまいりたい。

○知念秀明 委員 陳情者や自治会等には西普天間住宅地区へのアクセス道路としてだけでなく、津波避難路も兼ねると説明されており、後づけの計画であったというわけにもいかない。引き続き避難路の機能についても検討していただきたい。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時10分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時15分）
これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第44号 市道の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後2時19分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時22分）

【議題】

陳情第89号 校区内循環型コミュニティバス運行事業の導入について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で趣旨採択すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 2 4 分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後 2 時 2 8 分)

【議題】

陳情第90号 キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)跡地利用計画のアクセス道路について

【審査期限延期要求】

6月14日までに審査を終わるよう議決された上記の事件は、なお審査を行う必要があるので、6月21日まで期限を延長していただくよう議長に申し出ることにより決定する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。(午後 2 時 3 2 分)

○呉屋等 委員長 再開いたします。(午後 2 時 3 2 分)

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、閉会中もなお継続審査を要するため、議長に申し出ることにより決定する。

○呉屋等 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 2 時 3 4 分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年6月19日（火） 3日目

午後3時57分 開議
午後4時00分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員（0名）

--	--

○説明員（0名）

--	--

○参考人（0名）

--	--

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第90号 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画のアクセス道路について

第414回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年6月19日（火）第3日目

○呉屋等 委員長 ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。
（開会時刻 午後3時57分）

【議題】

陳情第90号 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画のアクセス道路について

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後3時58分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後3時59分）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で採択すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後4時00分）